

## 別添

## 正誤表

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
仕様書 2 (1)	<p>2 契約関係者の定義</p> <p>(1) 発注者の指定する者</p> <p>契約書第1条第4項に定める「発注者の指定する者」(以下「指定者」という。)は、別紙第1の「所属先及びリース車両情報一覧表」に掲げるとおりとする。</p> <p>なお、指定者に変更等が生じた場合には、当該変更等が生じた指定者を指定した発注者は、受注者へその内容を通知するものとする。</p>	<p>2 契約関係者の定義</p> <p>(1) 発注者の指定する者</p> <p>「発注者の指定する者」(以下「指定者」という。)は、別紙第1の「所属先及びリース車両情報一覧表」に掲げるとおりとする。</p> <p>なお、指定者に変更等が生じた場合には、当該変更等が生じた指定者を指定した発注者は、受注者へその内容を通知するものとする。</p>
仕様書 7-6	<p>7-6 タイヤの保管</p> <p>リース車両に装着していないラジアルタイヤ又はスタッドレスタイヤ(ホイールを含む)は、受注者が保管する。</p> <p>指定者は、請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に受注者へ支払うものとし、支払方法については、6-2と同様とする。</p>	<p>7-6 タイヤの保管</p> <p>リース車両に装着していないラジアルタイヤ又はスタッドレスタイヤ(ホイールを含む)は、受注者が保管する。</p>